

平成29年第3回国民健康保険運営協議会議事録要旨

期日 平成29年 2月21日

場所 市役所2階第2委員会室

<事務局>

本日は大変お忙しい中、またお寒い中、第3回登別市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては日ごろから国民健康保険はもとより市政全般につきましてご理解とご支援をいただいておりますことについて、この場をお借りしてお礼申し上げます。

また、先月20日に開催した第2回運営協議会においてご審議いただいた平成29年度の保険税率改正についてご承認いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

今般答申にございました医療費抑制及び保険税率の向上についての取組をこれまで以上に強化することにつきまして、今後とも努力してまいります。

本日の運営協議会におきましては、平成28年度の医療費の動向等を勘案した平成28年度国民健康保険特別会計の決算見込、それから、平成29年度に強化する医療費抑制の取組のほか、先の運営協議会の中で委員の皆様からご指摘のあった保険税収納率向上による収入増や特定健診、特定保健指導強化による将来的な医療費抑制の重要性をふまえた平成29年度予算案、その他といたしまして「保健事業について」「国民健康保険税の収納状況について」ご説明させていただきます。

最後に、委員の皆様におかれましては当市国民健康保険事業の健全な運営のための貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

報告第1号「平成28年度国民健康保険特別会計決算見込について」

<事務局>

それでは、報告第1号「平成28年度国民健康保険特別会計決算見込について」資料に沿って説明いたします

まず、4ページをお開きください。平成28年度の決算見込についての前提といたしまして、歳入・歳出ともに現時点で確定しているもの以外については、前年度以前の実績や現時点の実績を基に推計しているものであるため、今後、決算見込額に増減が生じますことをあらかじめご了承ください。

なお、現時点の予算額、表でいう「予算現額」には、登別市議会の次期定例会に上程する補正予算額も含まれております。

それでは、表の見方と決算見込の大枠を説明します。歳入については、表の一番左(款)とその隣の列(項)に予算の科目を示しており、その隣に平成28年度「予算現額」、その隣に「決算見込額」、さらにその隣に決算見込額から予算現額を差し引いた額を「増減額」として記載しております。

また、5ページの歳出については、一番右の列に予算現額から決算見込額を差し引いた、予算の残額見込を執行残として記載しております。

次に、歳入と歳出それぞれの表の一番下の行にあります合計欄の予算現額をご覧ください。

歳入・歳出それぞれ72億4,230万2千円が全体の予算現額となっております。平成28年度の当初予算は72億140万円でしたが、今年度は、平成27年度の国庫支出金の精算などで571万6千円の増額補正予算を組んでおります。また、先ほどご説明しましたが、登別市議会時期定例会において、医療費や人件費、各種交付金や拠出金等の増減に伴う調整として3,518万6千円の増額補正を予定しておりますので、当初予算に合計4,090万2千円をプラスした金額が予算現額となっております。

次に、歳入の主なものを説明いたしますので4ページをご覧ください。

1款の国民健康保険は、平成28年12月末現在の調定額及び前年度の収納率を基に、予算現額より約7,600万円少ない約9億2,300万円と見込んでおります。前年度決算と比較すると約3,400万円の増となります。これは、平成28年度に保険税率の引き上げを行った影響と考えられます。

3款の国庫支出金のうち、国庫負担金は、保険給付費などの実績に基づき、国から一定の率で負担されるものであり、現時点の実績見込から試算し、ほぼ予算現額と同額の9億1,800万円と見込んでおります。

国庫補助金については、現時点で財政調整交付金の額が未定であることから、平成27年度の実績を基に試算し、予算現額より約2,200万円少ない約4億6,300万円と見込んでおります。

4款の療養給付費等交付金は、交付元である社会保険診療報酬支払基金から示された額に基づき、予算現額より約4,900万円少ない約1億7,300万円と見込んでおります。これは、退職被保険者数の減少に伴い、かかる医療費も減少していることによるものです。

5款の前期高齢者交付金は、予算現額より約1,800万円少ない約23億1,600万円と見込んでおります。なお、この交付金は65歳から74歳までの前期高齢者1人当たりの医療費や本市の国保加入者総数、本市の国保加入者総数に占める前期高齢者の割合等により算出されるものであり、前年度対比で約9,500万円増となる見込みです。

6款の道支出金のうち道負担金については、おおむね予算現額どおりの約5,100万円と見込んでおり、道補助金については、国庫補助金と同様、財政調整交付金の額が未定であることから、平成27年度の実績を基に試算し、予算現額より約1,600万円少ない約2億4,300万円と見込んでおります。

7款の共同事業交付金については、おおむね予算現額どおりの約13億5,100万円と見込んでおります。

9款の繰入金金は、法律の規定に基づいて、国から市の一般会計に入ってくる交付金を

国保会計に繰り入れるもので、保険税の軽減分や事務費・職員の人件費の一部を一般会計から国保会計に繰り入れることで、国保財政を支援するものです。

決算見込としては、おおむね予算現額どおりの約5億1,200万円を見込んでおります。

10款の繰越金は、平成27年度決算で生じた累積黒字分の約1億8,500万円が繰越金となっております。

以上、歳入の合計は、予算現額の72億4,230万2千円に対して8,930万5千円減の71億5,295万2千円となる見込みであります。

続きまして、5ページの歳出について、主なものを説明いたします。

まず、1款の総務費については、総務管理費の執行残が約850万円となる見込みです。内訳としては、人件費で約740万円、被保険者証の郵送料などの事務費で約110万円となっております。人件費で約740万円の執行残が出る理由としては、北海道の調整交付金対象事業である「収納率向上特別対策事業」、これは総務費の項の欄4の「特別対策事業費」に含まれておりますが、この事業について、本年度途中で補助限度額が拡充されました。例年、補助限度額を超える嘱託徴収員の人件費を総務管理費に計上していましたが、今般の補助限度額の拡充に併せて「収納率向上特別対策事業費」の増額補正予算を組み、限度額いっぱいまで交付金がもらえるよう調整した結果、もともと計上していた総務管理費からの支出がなくなりましたので執行残が出ることとなりました。

次に、2款の保険給付費は、1月末時点での実績を基にした試算で約45億9,300万円と見込んでおり、平成27年度決算と比較して約2.3%、1億200万円程度増加するものと見込んでおります。これは、一般被保険者の療養給付費及び一般被保険者の高額療養費が当初予算で見込んでいたよりも伸びていることが要因と考えております。次に4款の後期高齢者支援金は、約6億2,700万円で、被保険者数の減少に伴い、平成27年度決算より約2,500万円減少する見込みであります。

次に6款の介護納付金は、約1億8,900万円で、2号被保険者数の減少に伴い、平成27年度決算より約2,600万円減少する見込みであります。

次に7款の共同事業拠出金は、約14億1,000万円で、平成27年度決算より約1,300万円減少する見込みであります。

次に8款の保健事業費については、約1,000万円の執行残が出る見込みです。内訳としては、短期人間ドックや脳ドック、特定健診に係る委託料となっております。この結果、歳出の合計は、5ページ下段、表の②のとおり億2,854万6千円となる見込みであり、4ページの歳入合計①から歳出合計②を差し引いたものが、5ページの一番下に記載している累積収支見込額1億2,440万6千円で、これが平成29年度への繰越金となる見込み額です。

また、歳入の合計①には前年度からの繰越金1億8,582万3千円が含まれておりますので、先ほどの累積収支見込額から、③の繰越金を差し引いた平成28年度の単年度

収支は、6,141万7千円の赤字となる見込みであります。

ただし、本年度の残る期間における医療費や国・道からの調整交付金の決定額等によって、翌年度への繰越金額等が増減することをご了承ください。

平成28年度の決算見込についての説明は以上です。

<質問>

保健事業費の執行残が出た分は、翌年に持ち越しても大丈夫なのでしょうか。

<事務局>

予算は、単年度の取組で要する額を計上するため、28年度の残った分を翌年度の事業費に上積みするというようなものではありません。

報告第2号「平成29年度国民健康保険特別会計予算（案）について」

<事務局>

それでは、報告第2号「平成29年度国民健康保険特別会計予算（案）について」説明いたします。

まず、議案の8ページをお開きください。

「資料2」の平成29年度国民健康保険特別会計予算案であります。

平成29年度の国保会計予算については、財政部局との協議が終了いたしまして、登別市議会時期定例会で審議される運びとなります。

予算の規模は70億2,930万円で、昨年度に比べ、1億7,210万円の減となっております。この減額となった主な理由につきましては、被保険者の減少などに伴う各種交付金の減や後期高齢者支援金などの支出の減のほか、被保険者の皆さんに医療費抑制に努めてもらうことによる保険給付費の減少となっております。

また、制度上の改正点としては、1月26日の運営協議会で承認いただいた『保険税率の引き上げ』と、『低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置対象の拡充』です。ただし、この軽減措置に関しては、現時点で国から正式な通知が来ていないことから、今回の当初予算案には反映しておりません。それと、昨年10月12日の運営協議会で承認いただいた『課税限度額の引き上げ』となっております。

なお、本市の課税限度額はこれまで、国が示す法定限度額から1年遅れで引き上げておりましたが、国は、平成29年度の法定限度額の引き上げを見送ったため、本市の今回の改正により国の法定限度額と一致することとなります。

それでは、資料に戻りまして、まず、8ページの歳入について説明いたします。

1款の国民健康保険税ですが、賦課のベースとなる被保険者の所得・人員・世帯については、過去の推移から試算し、そこに保険税率の改正を加味して調定額を算出しました。収納率については、収納率向上の取組を強化することを踏まえ、現年課税分を平成28年度当初で設定した収納率からそれぞれ1%増とし、一般分を93.0%、退職分を

98.0%としました。

3款の国庫支出金は、国の算定基準をもとに、過去の交付金の割合などを勘案して算出したもののほか、平成30年度の新制度移行に伴い導入する国保の新システムに要する経費に係る補助金があるため、前年度対比で約8,700万円の増額を見込んでおります。

4款の療養給付費交付金は、退職者医療制度が廃止され現在は経過措置とされている状況から、平成29年度の退職被保険者数は減少するため、前年度対比で約8,200万円の減額を見込んでおります。

5款の前期高齢者交付金については、国の算定基準をもとに、算出しており、前年度対比で約2億1,300万円の減額を見込んでおります。

6款の道支出金については、国の算定基準をもとに算出したもののほか、3款の国庫支出金と同様、新制度移行に伴う所要の経費についての補助があるため、前年度対比で約7,900万円の増額を見込んでおります。

7款の共同事業交付金については、北海道国民健康保険団体連合会から通知される額となっており、前年度対比で約1億1,200万円の減額となっております。

9款の繰入金については、国・道・市の一般会計それぞれから、法定割合に応じた保険基盤の安定を図るための繰入、これは、保険税を軽減した総額が対象となる保険税軽減分と、低所得者の多い保険者を支援する保険者支援分の2つがあります。このほか、国保運営上必要となる人件費・事務費等に係る繰入を行っております。平成29年度は、保険税率の引き上げに伴い、保険基盤安定の繰入金について、前年度対比で約6,300万円の増額を見込んでおります。また、先月の運営協議会の中でもご説明しましたが、財源不足への対応の一つとして、被保険者の負担軽減のために一時的な措置として法定外の繰入金を2,000万円見込んでおります。

次に、9ページの歳出について、主なものを説明いたします。

1款の総務費については、項の1総務管理費が前年度対比で約2,000万円増額となっておりますのは、平成30年度からの国保新制度への移行に伴う新システムの導入経費分となっております。また、項の4特別対策事業費が前年度対比で約600万円増額となっておりますのは、先ほど平成28年度決算見込でもご説明しましたが、北海道からの調整交付金の対象事業である「収納率向上特別対策事業」の補助限度額が拡充されたことに伴い、これまで補助対象外事業に計上してきた嘱託徴収員の人件費を計上したためであります。なお、これらの増額分については、国や北海道からの補助となりますので、国保からの実質の持ち出しはありません。

2款の保険給付費は、高水準で推移している本市の医療費を抑制するために市が取り組む医療費抑制の働きかけの強化による効果を踏まえ、前年度対比で約6,000万円減額し、約45億3千万円としております。

次に、4款の後期高齢者支援金等、5款の前期高齢者納付金、6款の介護納付金は、いずれも国の計算式に基づいて積算しており、後期高齢者支援金等は約1,700万円

の減額、前期高齢者納付金は約190万円の増額、介護納付金は約800万円の増額となっております。

次に7款の共同事業拠出金については、北海道国民健康保険団体連合会から示される額となっております前年度対比で約5,500万円の減額となっております。

次に8款の保健事業費は、平成28年度の各種健診等の受診者数の実績を基に積算した結果、約540万円の減額となっておりますが、平成29年度も引き続き、特定健診をはじめ、千円ドックや短期人間ドックなどの各種健診のほか、水中運動教室受講料の助成、ジェネリック医薬品の利用勧奨通知などを行い、被保険者の生活習慣病の予防と医療費の抑制につなげていきたいと考えております。

平成29年度予算案についての概要は以上です。

<質問>

なし。

その他①保健事業について

<事務局>

その他①保健事業について説明いたします。

議案の11ページをご覧ください。

1. 平成29年度の保健事業の取組について説明いたします。

(1) 特定健診の受診勧奨についてですが、毎年継続して受診してもらえるよう、健診の未受診者に対して年3回の電話と年2回のハガキによる受診勧奨を実施します。また町内会回覧での健診の周知など受診率向上に努めます。

(2) 保健指導の実施についてですが、特定保健指導対象者には電話勧奨を行うなど引き続き特定保健指導の実施率向上に努めます。

なお、特定保健指導の判定基準は表にあるとおり、腹囲やBMI（ビーエムアイ・体格指数）と検査結果などから判定されます。特定保健指導対象外であっても、検査結果が糖尿病境界域以上、または複数の項目が要指導域以上など、生活習慣病のリスク保有者に対しても保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。

(3) 登別市民プールの利用料助成についてですが、糖尿病治療中の方と特定保健指導対象の方に対し、運動のサポートを目的として、平成25年度から平成26年度にかけて保健指導とあわせた市民プール6カ月間利用料の助成を実施しました。結果として約7割の方に体重の減少や血糖値の改善がみられていました。

平成27年度からは、運動を通じた生活習慣病等の疾病予防や重症化予防を目的に、助成対象を国保加入者全般に拡大して市民プール6カ月間利用料の助成を実施しています。

利用者数ですが、平成27年度は73名、平成28年度は平成29年1月末現在で67名となっております。

平成29年度においても、生活に運動習慣を取り入れることを勧めながら、市民プール利用の助成事業を有効に活用し、運動に取り組むきっかけとしていただけるよう周知に努めます。

続きまして、12ページをご覧ください。

2. 平成28年度・平成27年度特定健診・特定保健指導の実施状況について説明いたします。

資料の表は、平成28年度と平成27年度の1月末現在で同時期における特定健診受診率や特定保健指導実施率を比較したものです。

平成28年度と27年度との比較では、特定健診受診率は2.1ポイント増加、特定保健指導実施率は0.2ポイント増加している状況です。

また、グラフの部分には、平成27年度の数値が確定したため、5年分の年次推移を掲載しました。平成27年度の特定健診受診率は31.6パーセント、特定保健指導終了率は18.9パーセントで、平成26年度より特定健診は増加、特定保健指導は減少となりました。

平成29年度においても、特定健診の受診率と・特定保健指導の実施率向上に努めていきます。保健事業については以上です。

<質問>

特定保健指導の指導率が年々下がっているのですが、平成23年度・平成24年度と比較すると半減している理由はあるのでしょうか。

<事務局>

対象となる方には連絡を取るなど受診勧奨はしているのですが、毎年受診している中で、同じ方が次年度も特定保健指導の対象になっていることがあります。男性の方ですと、体重はそれほど増えていなくても腹囲など多少の数値で引っ掛かってしまうことがあります、前回も特定保健指導を受けているリピーターが多くなって、今回は指導を希望されないという方が多くなってきていることが要因にあると考えています。

<質問>

それから、先ほどプールの利用で体重の減少などが約7割の方に効果があったということでしたが、これは全体の7割でしょうか。

<事務局>

はい。平成25年度から平成26年度にかけては対象者の方を絞ってデータを取りましたので、その方がどうだったかというのは半年後の結果で、約7割の方が体重若しくは血糖値が改善されたということです。

<質問>

効果があった方が7割ということですか。

<事務局>

はい。

<意見>

私たちの健康保険組合も色々やっているのですがなかなか効果が出ないので苦労しているのですが、7割というのはすごいですね。

その他②国民健康保険税の収納状況について

<事務局>

資料4の国民健康保険税の収納状況について説明いたします。

最初に、1. 収納率についてですが、収納率とは本来納付すべき税額に対していくら納付されたかという割合を示しているものです。過去3年度の収納率をお示ししています。現年度というのは当該年度に係る税額に対する収納率です。滞納繰越分については前年以前から完納にならず次年度以降に繰り越されてきたものについての収納率です。

3市の状況を参考で表していますが、全道平均より下回っている状況となっております。平成27年度の道内支部の登別市の順位は、現年度では24位、滞納繰越分については30位となっております。

次に(2)平成28年度の収納状況(1月31日現在、前年同期比較)ですが、現年度の税額につきましては税率改正等の影響で増加しています。収納額もそれに伴って増額しておりますが、収納率自体ではマイナス0.37%という状況となっております。滞納繰越分につきましては、前年度よりプラス1.6%となっております。国民健康保険は6月から翌年3月までの年10回での納付となっております。今回は1月末の状況でこちらの結果となっております。

次に2. 収納の取組について、(1)納入方法別の収納状況を示しております。まず特別徴収ですが、これは65歳以上で年金を受給されている方、なおかつ世帯員が65歳から74歳と限られた条件ですが、条件に合う世帯の方は特別徴収となっております。口座振替は、毎月の決められた納期に口座から引き落としされるものです。次に、コンビニエンスストアでの納付です。これは全国のコンビニエンスストアで納付されたものです。臨戸徴収は、徴収業務を担当する嘱託職員7名がそれぞれご自宅に訪問して集金しているものです。その他は、郵便局やその他金融機関で納付されたものです。現在口座振替の収納割合が多く占めておりますが、今後も納付が便利で確実な口座振替の利用を勧め、また、年中無休24時間納付が可能なコンビニ納付の周知に努めてまいります。

(2) 収納対策の取組についてですが、収納対策としては、まず文書での催告を1・4・7月の年に3回行っております。最近では1月20日に送付しまして、件数として

は、対象者は1,300名ですが、分割納付されている方もおりますのでその方を除きまして851件送付いたしました。次に電話催告ですが、これは随時行っております。また、臨戸徴収では集金と併せて支払いが遅れている旨を伝えるというものです。次に休日・夜間納税相談は、年4回行っております。最近では1月26日(木)、27日(金)に夜間の相談を行っており、7名の方が相談にいらっしゃいました。1月28日(土)に休日納税相談を行い8名の相談者がいらっしゃっています。休日・夜間納税相談については、文書催告の中に案内分を入れております。納税相談の10月の案内については、短期被保険者証の交付の案内に同封して通知をしております。

次に(3)滞納者等への取組についての①短期被保険者証の交付ですが、滞納者で納税指導が特に必要と認められる方については、被保険者証の有効期間を通常の1年間から6か月に変更し、窓口交付とすることにより納税相談の機会の確保に努めています。通常の保険証であれば11月から翌年の10月末までの1年間有効期限がありまして、交付の方法につきましても簡易書留で郵送することとなっておりますが、これを11月から翌年4月末まで、5月から10月末までの半年ずつにし、交付時には市役所まで来ていただいて交付する方法にしています。その際に納入状況や生活状況をご相談していただくこととなっております。現在の対象は259世帯となっております。

②被保険者証返還措置及び被保険者資格証明書の交付についてですが、長期の滞納がある滞納者で、納税相談に応じない、納税相談において取り決めた納付計画を履行しない等の方には、被保険者証の代わりに医療費が一時全額自己負担となる資格証明書を交付しています。資格証明書が交付されますと、通常、一部負担金は3割から1割ですが、10割負担することとなり、医療機関でお支払いした領収書を市役所に持ってきていただいて、一部負担金が3割の方でしたら7割分を給付することとなります。滞納者にとってはかなりの負担になってくると思います。対象者としては78世帯となっております。

次に滞納処分についてです。滞納者の財産調査を行い、結果、差し押さえが可能と判断される方は財産差し押さえの上、金銭に換え滞納税額に配当する滞納処分を行っております。滞納処分の状況につきましては、資料の表のとおり平成29年1月31日現在の状況となっております。従来は、滞納期間が長く、金額が大きい、悪質な滞納者に対して財産調査を行って差し押さえ、滞納処分を行っておりましたが、ここ最近では3か月くらい納期限を過ぎた滞納者を財産調査の対象としており、その結果として平成28年の件数が伸びています。それに伴いまして差し押さえに係る収納額も伸びている状況となっております。差し押さえに係る収納額としては実際に平成28年に入った金額となっているので、平成27年に差し押さえたものが平成28年に年度を繰り越して入ってきたものは平成28年に含まれます。また、差し押さえ件数の中のその他は、給与の差し押さえとなっております。以上です。

<質問>

今お話の中にありました、資格証の発行件数はどのくらいでしょうか。

<事務局>

78世帯です。

<質問>

資格証明書の利用件数はどのくらいでしょうか。結構利用されているのでしょうか。

<事務局>

実際のところ病院で10割負担されるという方は数名しかいません。資格証明書になり全く病院にかからないか、または、資格証運用の要綱（登別市国民健康保険税滞納世帯に係る措置の実施要綱）の中で、10割の負担が経済的に苦しいが医療機関にかかる必要があるという場合は、保険者の判断で保険証の交付など柔軟に対応するようという項目がありますので、そういった方が結構窓口にいらっしゃいます。その場合は有効期限が1か月の保険証を交付して、滞納している額などについてお話しして、納付してもらうといったことを行っております。

<事務局>

先に予算について担当から説明したのですが、最後に簡単にお話しします。

平成29年度予算について、8ページをご覧ください。運営協議会の皆様にご協議いただいた内容なのですが、まず歳入の国民健康保険税については、今回収納率を向上させるということで、その分が1%上積みで入っています。それから、結果として税率を改正するということが2,000万円程国保税に入っています。そして、9繰入金に、法定外、いわゆる一般財源として2,000万円、本来であれば子どものためであるとかいろいろな自由なことに使えるお金ですが、今回国保の財政のために入れたということです。そして一番大切なことが、歳出の保険給付費です。これは医療費抑制に適切に務めるといったことで規模的には7,000万円程落とそうという努力を反映させています。制度改正の色々な動きはあるのですが、全体的には制度改正の中で、こういったものを反映させて、予算計上させてもらっています。

そしてもう一つ、5ページですが、1億2,000万円程が次年度への繰越金を今現在見ているといったところですが、本来であれば1億2,000万円というのは8ページの繰越金のところに計上するところですが、先ほどから何度か国庫支出金の入りや道支出金の入り、それからいわゆる保険給付費が今後どうなるかわからないという説明をしておりますが、早い話1億2,000万円繰り越せるかどうか、厳しい状況にあります。本来であればタイトに見なければなりません。今回補正に反映したところでは1億2,000万円のみというところですが、現実的にはぐっと落ちる可能性があり得るところです。

<質問>

ようするに当初予算で計上する3,000万円のほかに、奥の手として9,000万円くらいをとっておいているということですか。

<事務局>

いえ、そうではなく、翌年度に精算金として払わなければならないものなどがあるため、一定程度の余力があるように見えるだけです。

<質問>

9,000万円ですか。

<事務局>

9,000万円のうちの一部分です。また、医療費が今後どう動くかわからないので、この後残り3か月で急激に増える可能性もあります。そうなると、繰越金は目減りしてしまいます。

繰越金は繰越したものをそのまま全部予算に計上していないため、奥の手のように見えていますけど、今までの保険給付費の流れや、単年度収支での赤字6,000万円とありますが、去年であれば単年度収支での赤字は1億8,000万円を超えていますから、今年も単年度収支でいけばもっと赤字が膨らんで繰越金が落ちるという懸念があり、予断を許さない状況です。

<事務局>

最後に、平成29年度当初予算の説明に不足がありましたので追加します。国民健康保険税の歳入は今回の税率の改正を反映しているというお話しをしましたが、表を見ていただくと、平成28年度の当初予算比で、約2,200万円減額になっています。保険税率を上げているにもかかわらず、前年度よりも予算が落ちているというところに疑問を感じられるかと思うので、この説明をさせていただきます。

これは、平成28年度の当初予算を組んだ時の考え方と、平成29年度の当初予算を組んだ時の考え方が変わったことによるものです。

平成28年度当初予算までは、実際にその年度の保険税を賦課する6月に被保険者の数や所得を見て算定した調定額が、予算で見た調定額よりも減少しているという現状が毎年ありました。そのため、平成29年度は、この乖離をなるべく是正し、予算の段階から当初賦課を行う6月時点の数値に近づけるよう精査した結果、見かけ上当初予算比で約2,200万円落ちたことになっています。

ただ、実際の平成28年6月に賦課した際の調定額と平成29年度の今回の予算額を比較いたしますと、きちんと税率引き上げの影響が反映されておりますので、間違いではないということをご説明させていただきます。

平成29年第3回国民健康保険運営協議会閉会